

○財務省告示第二百八十八号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十九年九月十五日に発行した個人
 向け国債の発行条件等をおり告示する。
 平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第八十七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で四百二十五億九千八百九十六万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十九年九月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・〇五パーセント	平成三十年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期	金額を支払う。ただし、支払期

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金
	の取扱い

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十二年九月十五日額面金額百円につき百円平成二十九年九月十五日日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成三十年九月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に依じ、それぞれの算式

(一) 平成三十年九月十五日から平成三十一年三月十五日前ま

での間の場合

$$\begin{aligned} & \text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) \end{aligned}$$

(二) 平成三十一年三月十五日以後の場合

$$\begin{aligned} & \text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \\ & \times \frac{79.685}{100} \times 2 \end{aligned}$$

中途換金の
の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号）

第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶
養信託契約の受益者を含む。）
が、死亡したときにはその相続
人が、又はその居住する市町村
（特別区を含み、地方自治法（
昭和二十二年法律第六十七号）
第二百五十二条の十九第一項の
指定都市にあつては、当該市又
は当該市の区若しくは総合区と
する。）の区域において、災害
救助法（昭和二十二年法律第百
十八号）による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかか
つたときには当該個人向け国債
を有する者が、平成三十年九月
十五日前であつても、当該個人
向け国債の中途換金を請求する
ことができるものとし、その買
取金額は、次の区分に応じ、そ
れぞれの算式により算出した金
額とする。

(一) 平成三十年三月十五日から

元利金支
払場所

平成三十年九月十五日前までの間の場合
 の金額 + 経過利子に相当する
 金額 - (初期利子に相当する
 金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に
 相当する金額)
 (二) 平成三十年三月十五日前の
 場合
 金額 + 経過利子に相当する
 金額 - 経過利子に相当する
 金額
 日本銀行